

埼玉県におけるイベントの取扱いについて（案）

令和2年12月25日

県では、令和2年12月1日から令和3年2月28日までのプロスポーツイベント等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、国が示す目安を上限とし、その上で、イベント主催者や施設管理者に対し、段階的な参加人数の引き上げや開催結果の検証を踏まえた改善及び見直し内容の発表などを求めています。

現在の厳しい感染状況及び国の令和2年12月23日付け事務連絡「分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて」を踏まえ、令和2年12月26日から令和3年1月11日までの取扱いを新たに加えることとします。

なお、今後の感染状況等により、必要な見直しを行うこととします。

記

1 期 間

令和2年12月1日（火）から令和3年2月28日（日）まで

2 内 容

（1）プロスポーツイベント等（全国的移動を伴うもの）

ア 参加人数及び収容率は、国が示す目安を上限とする。（※国通知）

イ イベント主催者及び施設管理者に対し、次のことを求める。

- ・ 入退場時の状況や観客輸送なども含め感染防止対策について検証しながら、段階的に参加人数を引き上げること
- ・ 感染防止措置に万全を確保できる参加人数及び感染防止対策を対外的に宣言するとともに、開催結果を検証の上、改善や見直しの内容等を発表すること
- ・ 国及び県の接触確認アプリを必ず導入すること

（2）その他のイベント

ア 国が示す目安を上限とする。（※国通知）

イ 大規模イベント（参加者1,000人超）では、イベント主催者及び施設管理者に対し、次のことを求める。

- ・ 感染防止措置に万全を確保できる参加人数及び感染防止対策を対外的に宣言すること
- ・ 国及び県の接触確認アプリを必ず導入すること

※ 国通知・・・令和2年11月12日付け事務連絡 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長
「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」

(3) 令和2年12月26日(土)から令和3年1月11日(月)までの取扱い

ア 収容人数10,000人を超える施設でのイベント

当該期間に開催されるイベントの参加人数は、5,000人を上限とする。

(ただし、既存販売分(参加者への招待や案内済みのものを含む)には適用しない。)

イ 収容人数10,000人を超える施設でのイベントに係るチケット販売

当該期間に販売するチケット(追加販売も含む)は、5,000人分(既存販売分(参加者への招待や案内済みのものを含む)を含む)を上限とする。